

解題

金春喜『「発達障害」とされる外国人の子どもたち』の書評に寄せて

子どもの権利条約総合研究所代表 荒牧 重人

経過と感謝

『子どもの権利研究』32号に掲載した金春喜『「発達障害」とされる外国人の子どもたち』の書評(安部芳絵さん執筆)に対し、著者の金春喜さんからその内容についてコメント・反論したいとの申し出をいただいた。

加藤悦雄・本誌編集委員会委員長と金さんとの数度にわたるやりとりおよび編集委員会等での検討を経て、本号では、前号の書評に対する金さんからのリプライを掲載する。読者の参照の便宜上、異例のことではあるものの、安部さんの書評も再掲することとした。

書評とそれに対するリプライをどのように受けとめるかは読者の判断に委ねることとし、研究所の代表としてその内容に踏みこむことはしない。

ここでは、金さんが貴重なフィールドワークの成果を公にしてくれたこと、編集委員会が同書を書評コーナーで取り上げることを決定し、その依頼に応じて安部芳絵さんが短期間で書評を執筆してくれたこと、さらにそれに対して金さんからリプライを寄せていただいたことにお礼を申し上げますとともに、このような形で議論が喚起されたことを歓迎したい。

子どもの権利条約と子どもの意見の尊重

外国人や障がいのある子どもをはじめマイノリティとされる子どもの意見表明・参加をどう受け止めるのか(子どもがどのように意見〔意思・意向という、意見よりも広義の概念〕を言う機会を持つのか、子ども自身による意見表明が困難な場合にその意見をどのように代弁するのか等)、それをどのように社会的に発信するのか、政策に結びつけるのかなどは難しい問題である。

子どもの問題についてのグローバルスタンダードである国連・子どもの権利条約は、周知のよう

に、差別の禁止(2条)、子どもの最善の利益(3条)、生命・生存・発達の権利(6条)、子どもの意見の尊重(12条)を一般原則にしている。そして、条約はすべての子どもに適用されるのであるが、難民の子ども(22条)、障がいのある子ども(23条)、マイノリティ・先住民の子ども(30条)の権利を特別に規定している。

条約の特徴の1つは子どもの意見の尊重である。この権利は、子どもの年齢と成熟度の高い段階では、自己決定権とほぼ同義となりうるものであり、その意味で自己決定権につながる権利として理解される。また、この権利は表現の自由の категорияとしての意見表明の自由である。さらに、この権利は自己に影響を及ぼすすべての事柄の決定過程に参加する権利としての意味も持つ。そして、この権利は自分の最善の利益を確保する際の手続き的権利としての意義を有する。このように、この権利は、複合的な性格を持つ権利として理解される。しかも、単に意見を聴けば良いのではなく、その意見を尊重するという難しい課題をわれわれに問うている。

このような子どもの権利条約からすると、子どもから意見を直接聴くことをあらゆる場合に模索するのは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を保障するために当然のことである。例えば、国連・子どもの権利委員会の一般的意見9「障がいのある子どもの権利」(2006年)、12「意見を聴かれる子どもの権利」(2009年)、14「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利」(2013年)等を見ても、そのことは指摘されている(いずれも、平野裕二さんのホームページを参照)。自治体で設置されている子どもオンブズパーソンも原則的には、親・保護者ましてや教職員等が子どもの意見を代弁するわけではないので、子どもから意見を直接聴くために、子どもが意見を言いやすい環境をつくる努力・取り組みをしている。おとなを介して耳にした子どもの意

思・意向は、それが子どもの気持ちを表していないことがあり得るためである。

子どもの最善の利益からして子どもの意見を直接聴くことが適切ではないと判断される時には、子どもの声を代弁・代理する方法が模索される。その場合、代弁・代理する人を探すのは大変な作業である。子どもにかかわる NPO・NGO を介するシステムも考案されている。複数の声の中を総合して、その子どもの意見を把握することもある。

課題のさらなる検討を

調査研究を含むさまざまな目的で子どもの意見を聴く際に、子どもの安全をどう確保するか、声を出しづらい（声を出せない）状況にある子どもの意見表明・参加をどう保障するかなどについては、研究所としても必ずしも十分な議論・検討を

おこなえておらず、今後模索していく必要がある課題の1つであることは間違いない。この点について、例えば欧州評議会「18歳未満の子ども・若者の参加についての閣僚委員会勧告」（2018年）では、「権利侵害の被害をとくに受けやすい子ども・若者〔親から分離されている者、マイノリティ集団出身者、障がいのある者ならびに保健ケア施設および監護施設または矯正教育施設で暮らしている者を含む〕を対象とする安全確保措置が設けられていることを確保すること」が促されており、他国での実践も踏まえながら検討していく必要があると考えている。

さらに、こうした子どもの意見をどのように制度や政策等に反映させていくかも大きな課題であり、この点についても引き続き検討し、本誌『子どもの権利研究』でも随時取り上げていきたい。